

出産育児一時金の額の見直し（内訳変更）について

平成27年1月1日以降の出産について、産科医療補償制度の掛金が**16,000円**に改正されます。（平成26年12月31日までの出産は30,000円）

これにともない産科医療補償制度対象外（海外、妊娠22週未満）の出産について、390,000円から**404,000円**に引き上げられます。

産科医療補償制度対象の出産育児一時金の総額は420,000円と変更ありません。

